

①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告。

※市教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。

②学校が調査主体になった場合の対応（市教育委員会の指導・支援のもと対応）

◇学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

◇当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。

◇調査結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

③市教育委員会等が調査主体となった場合の対応

◇市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取り扱い（学校の内規 非公開）

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、3年間保存する。また、いじめ調査に関わる聞き取り調査などの資料やアンケート調査等については、5年間保存する。